# 小田急コートアベニュー府中町 都市景観協定書

(目的)

第1条 この協定は、府中市都市景観条例(平成10年6月30日府中市条例第26号)に基づき、第5条に定める協定区域(以下「協定区域」という。)内における建築物、土地、緑、付属物に関する基準を定め、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することにより、市民が愛着を持ち魅力を感じる都市景観の形成を推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

# (用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、府中市都市景観条例に定めるところによる。

(名称)

第3条 この協定は「小田急コートアベニュー府中町 都市景観協定」と称する。

# (協定の締結)

- 第4条 この協定は、第5条に定める協定区域内の土地の所有者もしくは、建物の所有を 目的とする地上権または賃借権を有する者(以下「土地の所有者等」という。)の全員の 合意によって締結する。(以下協定を締結した者を「協定者」という。)
- 2 土地の所有者等は、当該権利発生の日をもってこの協定に合意をしたものとみなす。

# (協定区域)

第5条 この協定の目的となる土地の区域は、東京都府中市府中町3丁目21番10他、別図「小田急コートアベニュー府中町 都市景観協定区域図」に表示する区域とする。

# (協定区域内の基準)

- 第6条 協定区域内の建築物、土地、緑、付属物は、次の各号に定める基準によらなければならない。
  - ② 建築物は専用住宅とする。
  - ② 建築物の位置・形態および意匠・色彩は、協定区域内における景観と著しく不調和に ならないよう努めるものとする。
  - 電柱および支線は敷地内に設置するものとする。
  - (4) 敷地内に高木・中木・低木・生垣を良好に配置し、協定区域内の景観と調和するよう 維持管理に努めるものとする。
  - り 敷地の道路沿いには、植栽帯を設けるものとする。ただし、駐車場および門等の出入口の部分を除く。

- ⑥ 各敷地の道路側中心付近に設けられているシンボルツリーにはライトアップを施し、 協定区域内の景観向上に努めるものとする。
- (7) クリスマスシーズンには、植栽等にイルミネーション等を施し、協定区域内の景観向 上を図るとともに、住民相互の親睦を図る場とする。

### (有効期間)

- 第7条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、府中市長の認定のあった日 (以下「認定日」という。)から10年間とする。
- 2 この協定に関し、前項の期間満了後に協定者から第 11 条に定める協定の廃止の届出がない場合は、当該期間満了の翌日から起算して更に 5 年間同一条件によりこの協定は更新されるものとし、以後この例による。

#### (効力の継承)

- 第8条 認定日から以降において、この協定の土地の所有者等となった者は、第4条に定める協定者となり、この協定の効力が及ぶものとする。
- 2 協定者は、土地の所有権もしくは、建築物の所有を目的とする地上権または賃借権を 移転するときは、この協定の内容を新しい土地の所有者等に周知させるものとする。

# (運営等)

- 第9条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定者の中から協定者の互選により幹事を若干名選出する。
- 2 運営に関する処理に対しては、必要時に協定者が会合をもって決定するものとする。
- 3 会合は、幹事が招集するものとする。

### (協定の変更)

第10条 協定者は、この協定に係る協定区域、建築物、土地、緑、付属物その他都市景 観の形成に係る施設等に関する基準、有効期間等を変更しようとするときは、その過半 数の合意をもってその旨を定め、これを府中市長に届出て、その認定を受けなければな らない。

#### (協定の廃止)

第11条 協定者は、この協定を廃止しようとする場合においては、協定者の過半数の合意をもってその旨を定め、これを府中市長に届出て、その認定の取り消しを受けなければならない。

附則

(協定書の保管)

1 この協定書は、4部作成し、3部を府中市長に提出し、1部を幹事が保管し、その写しを土地の所有者等全員に配布する。

上記の通り都市景観協定を設定する。

所有土地の表示

府中市府中町 3 丁目 21 番 10 他の宅地 1,183.34 ㎡ 区域面積 1,464.29 ㎡



